

養老町教育委員会定例会

1. 開催日時 平成28年12月5日 午後2時00分

2. 開催場所 養老町役場 3階第1会議室

3. 議事日程

日程第1 議案第42号 養老町立中学校部活動指導者派遣事業実施
要綱について

日程第2 議案第43号 平成28年度区域外就学児童の承諾につい
て

4. 出席者

並 河 清 次 教育長

後 藤 稔 治 委 員

藤 田 高 明 委 員

栗 田 千 里 委 員

事務局長始め、事務局職員4名 ※傍聴者0名

町民憲章朗唱

5. 審議概要

事務局長	それでは、日程に従いまして、進めさせていただきます。職務代理者の後藤委員様、よろしくお願いいたします。
議 長	日程第1議案第42号 養老町立中学校部活動指導者派遣事業実施要綱について説明を求める。
事務局長	資料に基づき説明する。
議 長	意見ございますか。
委 員	今までと一緒にいいんですが、これは登録は春から1年間勤務してほしいということですね。
事務局長	今回も文科系の部活を10月から認めたということもあり、指導者が見つかって、この指導者をと学校から推薦いただいて、適任であるということがわかれば途中からでも予算の範囲内で認めていくつもりであります。
議 長	ほかの質問はございませんか。これまではスポーツ振興課でやっていて、その時は予算はつかなかったんですか。
事務局長	いいえ、ついております。同じぐらいの金額です。
議 長	スポーツ振興課が担っていたところが教育総務課になったということは、文化部が入っているからですか。
事務局長	中学校の部活として教育総務課でとらえる、ということです。
議 長	夜間の活動は授業終わってから放課後ということですか。
事務局長	放課後です。クラブという意味合いではなく、あくまでも授業終了後の部活動の指導者です。
議 長	そのほうがよいのでは。何故夜間という表現ですか。スポーツ振興課のが残っているのかな。
スポーツ振興課長	放課後部活とご理解いただきたい。
議 長	第6条の「夜間」という表現を「放課後部活」へ変更し

<p>スポーツ振興課長</p>	<p>てください。</p> <p>現実にはございません。仕事に行っておられる方が放課後に来れるはずはないので。今のところはそういう方は土曜日曜以外はみえません。</p>
<p>議 長</p>	<p>現在はどれぐらい派遣してみえますか。</p>
<p>スポーツ振興課長</p>	<p>予算上では高中、東部中でそれぞれ14、15名分。人数で言うそうですが、ひとつの部活動で2名とかです。捉え方に疑問もありますが、部活動によって資格がないと大会に出られないとか、競技を運営する以上は資格がいるとかで、急遽社会人の方に応援というケースも結構あります。</p>
<p>議 長</p>	<p>中学校の顧問が資格を持っていないときにお願いするということですね。</p> <p>誰にお願いするかというのはどうやって決めるのですか。総務課ですか。特定の部活に何人もとかそういうことにならないように考えてもらえるわけですね。学校間のバランス、部活動間のバランスを考えて、ということですね。</p>
<p>事務局長</p>	<p>はい。</p>
<p>委 員</p>	<p>基本教師はその場にいなくてもよいということでしょうか。</p>
<p>事務局長</p>	<p>今の所はあくまでも技術指導という意味合いで、部顧問は部顧問としてしてもらいます。</p>
<p>委 員</p>	<p>スリム化の兼ね合いもあって、部活動の選任の先生をつけるとその分先生の時間も浮くということだったと思いますが、今年度は併用していくということですか</p>
<p>事務局長</p>	<p>これはこれで見直しをするのですが、今、県の事業で同じような話がありまして、部活動指導で進めているものもあります。こちらは部の顧問の先生に代わって試合にもついて行けるという内容ですが、結構条件が厳しいです。免許が必要ということで、今話が進んでいることは進んでいます。</p>
<p>委 員</p>	<p>過渡期ということもあるので、顧問も入りながらというのが今の状況ですね。</p>

事務局長	<p>養老町は今こういうものを行っているので、県のほうからお声かけをいただいて、部活動の工夫改善事業のなかで県のほうの謝金をもらいながら指導者としての登録をしているものもあります。</p>
委員	<p>ゆくゆくはということでしょうか。</p>
事務局長	<p>そこまでできれば、なんですが、そこまでお任せできる指導者、という問題もあるかと思います。</p>
委員	<p>よく高校で看板背負って長年その学校でやっている方もいらっしゃいますね。力のある方が町内にいて、やっていただけるのであればそれはそれでいいと思います。</p>
事務局長	<p>先生ご自身がやっていない方に部活動の指導というのは大変ですから。</p>
委員	<p>酷なことですよね。全然経験がないのに、初任の先生がものすごく負担を感じているというのもあります。</p>
事務局長	<p>一般の方で技術指導に入っただけだと、軽減になるかと思います。</p>
委員	<p>事故が起きたときの責任がありますので、もめることもあると思います。本人の責任にならないと書いてあるのでいいと思いますが、あと、それに熱心になりすぎて、賞を取るとかそういう方向に走ると、熱心なら熱心で走っていかれても問題ですし。</p>
事務局長	<p>年単位の見直しがあつて保護者さんたちの意見や先生がたの意見をいただきます。報告としていただき、次年度どうして行くかという機会もあります。</p>
委員	<p>1000円で2時間とは本当にほぼボランティアですし。ゆくゆくは任せたいというのが本音ですね。</p>
事務局長	<p>当面は今までやっていただいている内容で継続して、間口を広げながらやっていきたいと思います。</p>
委員	<p>今のところ大きな問題はなかったんですね。</p>
事務局長	<p>毎年何人か指導者はみえますけど、問題は聞いてないです。</p>
スポーツ振興課長	<p>スポーツ振興課の関与していたときは何もありません。何もないというよりは保護者とか顧問の先生が逆に頭下げ</p>

<p>委員</p>	<p>て、きてください、なので問題がおきるわけはありません。お願いに行っていますので。自らやりたいという人ではないです。</p> <p>基本的にはボランティアですので、部活として技術指導の支援という前提で始まっていますので、あくまで顧問の先生は顧問として活動していただいて、技術支援を社会人のコーチがやるというスタンスです。</p> <p>9条に、年に1回は指導者は保護者と懇談を持つとありますが、正直年に1回では物足りないです。学期に1回はやってほしいかな、というのは、8月、2学期の前に2年生と3年生が入れ替わります。4月に始まってまたそこで新たに始まるという感じになるので、やはり学期ごとぐらいには話し合いをしてほしいです。</p>
<p>スポーツ振興課長</p>	<p>基本的には顧問の先生と派遣指導者は部活のときは常に一緒ですので、どういう状態で指導しているのかは見ています。試合があれば保護者も見ています。</p>
<p>委員</p>	<p>保護者会等に参加してほしいわけですよ。保護者会は大体年に2回あります。4月当初とその3年生から2年生に変わるときですね、だから2回にしてほしいですね。</p>
<p>議長</p>	<p>保護者会に出てもらえばいいのでは。</p>
<p>委員</p>	<p>だから出てもらえるように改正できないかなと。</p>
<p>議長</p>	<p>第9条は前からありましたか。議事録も出ていますか。</p>
<p>スポーツ振興課長</p>	<p>報告書は出ています。</p>
<p>事務局長</p>	<p>12条の懇談の議事録、3月末ということで報告をお願いしています。</p>
<p>議長</p>	<p>年に2回にしてもらったほうがよくないですか。今の話だと途中で変わるから。</p>
<p>事務局長</p>	<p>できれば原則論として、可能な限り年2回とするんですが、2回とあれば必ず2回しないといけないのかということになって、負担にもなりますので。</p>
<p>委員</p>	<p>たいていは、そういう時は意思の疎通を図るために呼んだり相談したりしますので、大丈夫かと思います。ただそういうのがないと先走る人がみえますので。</p>

スポーツ振興課長	指導者で熱心で先走るといのは、基本的に中学部活は制約かかっていますから走ろうと思っても走れません。
議 長	それでは、第9条のところ、年に1回、年に2回の意見もありますが、普段から指導者と顧問、保護者の連携はやらないといけないことで、年1回はと書いてある趣旨はなんですか。
事務局長	最低年1回はやってほしいということです。年2回と書いてあれば年2回やらないといけなくなります。
議 長	実際問題はありますか。
教 育 長	今の形で特に問題はないです。
議 長	最低年1回はやってもらって、でいいですか。
委 員	見直しをまた検討するというので。
議 長	ほかにご意見ございませんか。派遣実施要綱を認定するもとします。
	「異議なし」の声あり。
	それでは事務局の原案どおりに承認するもとします。
	<以下非公開>
	議案第43号 平成28年度区域外就学児童の承諾について

6. 各教育委員 意見交換

7. 事務局 連絡事項

8. 教育長 報告

次回の開催日時を確認し閉会 閉会 午後4時00分